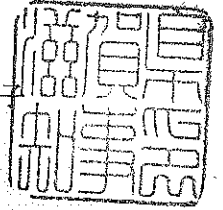


滋 環 政 第 535 号
平成 24 年(2012 年)6 月 6 日

滋賀県環境審議会会長
森澤 眞輔 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子



1,4-ジオキサンに係る排水基準のあり方について (諮問)

国においては、1,4-ジオキサンが、水質汚濁防止法に基づく有害物質に位置づけられるとともに、排水基準が設定されました。

本県における 1,4-ジオキサンの排水基準について、①水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき条例で定めることができることとされている同法に基づく排水基準より厳しい基準（上乘せ排水基準）のあり方、および②水質汚濁防止法の規制対象施設以外の施設で滋賀県公害防止条例に基づき規制対象とされる施設を設置する事業場（横出し事業場）に適用する排水基準について、同条例第 9 条第 2 項の規定に基づき貴審議会の意見を伺います。

(裏面)

1,4-ジオキサンについて

(1) 用途、排出量等

1,4-ジオキサンを排出する事業場の業種及び用途については、化学工業、医薬品製造業、繊維工業、一般機械器具製造業で、主に有機合成反応溶剤として用いられている。

工業用途以外での1,4-ジオキサン排出源として、化学反応（エチレンオキサイド重合反応）や界面活性剤生成の際の副生成や、1,1,1-トリクロロエタンへの添加（平成7年まで）、廃棄物からの浸出、家庭排水などがある。

平成13～21年のPRTR データによると、1,4-ジオキサンの公共用水域への排出量は23,200～80,362kg/年で推移しており、土壌への排出及び埋立てによる排出は届けられていない。平成21年度PRTR データにおける公共用水域へ排出量の業種内訳は化学工業が65%、繊維工業が19%、医薬品製造業が16%であった。

(2) 物質の特性と人の健康影響

1,4-ジオキサンは、常温で無色の液体である。水に任意の割合に混合し、加水分解性や生物濃縮はない。

蒸気圧が小さいため、河川等の環境水中に排出された場合でも、大気中には揮散しにくいと推測される。また、土壌分配係数が小さいため、土壌に放出された場合には地下水にまで到達すると考えられる。

1,4-ジオキサンによる人の健康影響としては、眼、鼻、咽頭に刺激性がみられ、さらに急性中毒として脳、肝臓、腎臓の障害がみられている。また、マウス、ラットに発がん性を示し、IARC (国際がん研究機関) では2B (ヒトに対して発がん性を示す可能性がある物質)に分類している。

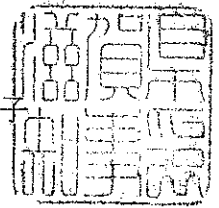
滋 環 政 第 5 5 8 号

平成 24 年(2012 年)6 月 6 日

滋賀県環境審議会

会長 森澤 眞輔 様

滋賀県知事 嘉田由紀子



滋賀県環境影響評価条例の改正について（諮問）

下記諮問事項について、貴審議会の意見を伺います。

記

諮問事項

滋賀県環境影響評価条例の改正はいかにあるべきか。

諮問理由

大規模な開発事業等の実施前に、事業者自らがその環境影響について評価を行い、環境の保全に配慮する環境影響評価は、環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくための極めて重要な施策であります。本県では、昭和56年に「滋賀県環境影響評価に関する要綱」に基づく制度をスタートし、全国的に先駆けたこれら諸般の問題に対して取り組みを開始してまいりました。その後平成9年に環境影響評価法（以下「法」という。）が制定されたことから、県の制度と国の制度との整合性に留意し、行政運営の公正の確保と透明性の向上に向けて適切に対応するため、平成10年、「滋賀県環境影響評価条例」（以下「条例」という。）を制定し、法および条例に基づく環境影響評価手続の適用実績は着実に積み重ねられ、環境保全に配慮した事業の実施を確保する機能が着実に果たされてきております。

法では、法付則において「この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされております。国においては法の施行を通じて浮かび上がった課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、平成21年より中央環境審議会において議論され、平成23年4月に法の一部改正が成立・公布されたところです。

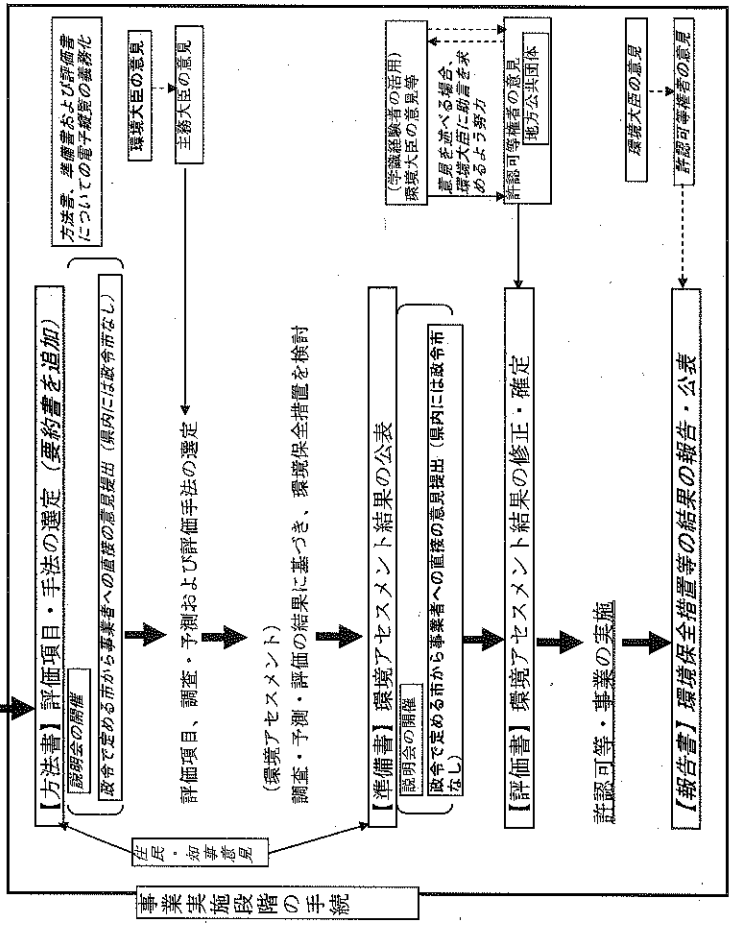
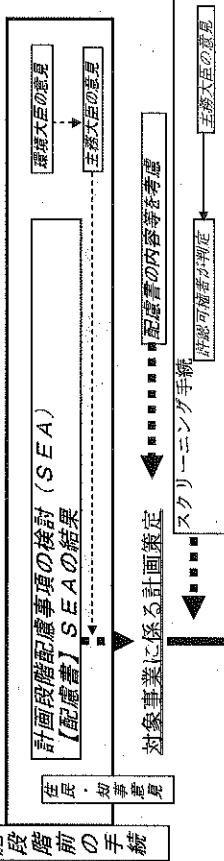
本県においても、法改正の趣旨に鑑み、また県の制度と国の制度との整合性に留意することが必要であります。

以上のことから、条例改正の必要があると考えられますので、貴審議会の意見を問う次第であります。

改正環境影響評価法と滋賀県環境影響評価条例の比較

環境影響評価法 改正後のフロー（ゴシック斜体、点線が法改正事項）

対象事業：交付金事業を対象事業に追加（政令改正：風力発電所を追加）



法改正に伴い
条例改正の
検討する項目

SEAの導入

方法書における
説明会の開催・
要約書の追加

電子綴覧の
導入

環境保全措置
の結果の報告・
公表

環境影響評価条例 手続フロー

